【参考資料５－２２】

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

※　この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成に当たっての留意事項等 |
| △△△指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業運営規程（事業の目的）第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者その他の従業者（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。　（運営の方針）第２条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。２　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。３　事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。４　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。５　事業所は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。６　事業の実施に当たっては、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。７　前６項のほか、吹田市介護保険法施行条例（平成２５年吹田市条例第７号）第１０条に定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。（事業所の名称等）第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。（１）名　称　　△△△（２）所在地　　大阪府吹田市○○町○丁目○番○号（従業者の職種、員数及び職務の内容）第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（１）管理者　○名　　　管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定地域密着型特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。（２）計画作成担当者　　○名　　　計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画を作成する。（３）生活相談員　○名　　　生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。（４）看護職員　○名（常勤　○名、非常勤　○名）看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。（５）介護職員　　〇名（常勤　○名、非常勤　○名）介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。（６）機能訓練指導員　○名（常勤　○名、非常勤　○名）　　　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退　　を防止するための訓練を行う。（７）事務職員　○名（常勤　○名、非常勤　○名）必要な事務を行う。（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の定員及び居室数）第５条　事業所の利用定員は、○○名とする。２　居室数は、○○室とする。（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容）第６条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容は、次のとおりとする。（１）入浴・・（「厚生省令第37、35号」を参考に具体的な内容を記入）（２）排せつ・・（「厚生省令第37,35号」を参考に具体的な内容を記入）（３）食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話（４）機能訓練（５）健康管理（６）相談、援助（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護）第７条　事業所は、地域密着型特定施設の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）を提供する。２　短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護の定員は○名とする。３　短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護の利用は、あらかじめ30 日以内の利用期間を定めるものとする。４　短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する地域密着型サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が地域密着型特定施設入居者生活介護計画を作成することとし、当該地域密着型特定施設入居者生活介護計画に従いサービスを提供する。５　入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者が負担するものとする。（利用料等）第８条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。２　家賃については、月額○○○円を徴収する。３　食費については、月額○○○円を徴収する。４　光熱水費については、月額○○○円を徴収する。５　その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。６　月の途中における入退居については日割り計算とする。７　前６項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。８　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。９　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。（衛生管理等）第９条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。（１） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。　（２） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。　（３） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き）第１０条　利用者は、次のような場合に介護専用居室及び一時介護室に入居し、事業の提供を受けることができるものとする。（１）要介護認定の結果、要介護及び要支援の判定が行われ、利用者が介護専用居室への入居を希望した場合（２）利用者の心身の状況により、管理者が当該利用者を一時介護室において介護することが必要と判断し、利用者の同意を得た場合（３）その他入居契約書及び重要事項説明書に定める場合（施設の利用に当たっての留意事項）第１１条　居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。（利用に当たっての留意事項）第１２条　利用にあたっては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結するものとする。２　利用申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等利用申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じる。３　利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居　後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。（緊急時等における対応方法）第１３条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。２　利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。３　利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。（非常災害対策）第１４条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年○回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や　支援体制について定期的に確認を行うものとする。２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。（協力医療機関等）第１５条　事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。２　事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。（１）利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。（２）事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。３　事業所は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。４　事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。５　事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。６　事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。７　事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。（苦情処理）第１６条　事業所は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。２　事業所は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。３　事業所は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。（個人情報の保護）第１７条　事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。２　事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。（虐待防止に関する事項）第１８条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る（２）虐待防止のための指針を整備する（３）虐待を防止するための定期的な研修を実施する（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する２　事業所は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。（身体的拘束等）第１９条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。２　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。（地域との連携等）第２０条　事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。２　事業所は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。３　事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。（業務継続計画の策定等）第２１条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）第２２条　事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。（その他運営関する留意事項）第２３条　事業所は、全ての指定地域密着型特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。（１）採用時研修　採用後○ヵ月以内（２）継続研修　　年○回２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。４　事業所は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。５　事業所は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関する諸記録を整備し、地域密着型特定施設入居者生活介護サービス計画の記録については、当該計画に基づく指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から５年間は保存するものとする。６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。附　則　この規程は、令和○年○月○日から施行する。 | ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。・「吹田市介護保険法施行条例」を参照の上、事業運営の基本方針を記載してください。・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。・兼務の場合は「○○と兼務」と記載してください。＜例＞「施設長と兼務」・〇名以上の表記も可。・兼務がある場合は、（うち○名×××と兼務）と記載してください。・常勤と非常勤に分類して記載してください。・事務職員は、配置する場合のみ記載してください。・週の入浴回数、清拭を具体的記入・介助等の方法を記入・利用料金について、別途定めている場合は添付してください。・利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続きについて記載してください。・施設の利用に当たって、利用者側が留意する事項（入居生活上のルール、設備の利用上の留意事項）について記載してください。・重要事項説明書及び契約書を事業開始までに用意する必要があります。・事業所で定めた緊急時の対応方法について記載してください。・所管消防署に確認のうえ、定期的に行わなければならない非常災害訓練等の回数を記載してください。・協議会についてはテレビ電話装置等を活用して行うことができますが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について利用者又はその家族の同意を得なければなりません。・第２２条については、令和９年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。・「＊＊＊」は、開設者名(法人名)を記載して下さい。 |